

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第15回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年4月24日(水) 午前10時00分から 午前10時30分まで				
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第9号	東京都知事選挙執行計画について			決定
	報告事項 15-1	第1回明るい選挙推進協議会			了承
	その他	選挙啓発（庁有車のボディパネル等）資材の基本デザインについて			—
委員長	これから令和6年第15回の定例会を開催します。				
	＜東京都知事選挙執行計画について＞				
委員長	議案第9号について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>議案第9号、「東京都知事選挙執行計画（案）」について説明します。本計画は主に啓発事業が中心となりますが東京都の執行計画に加え、本区も執行計画を策定し選挙を執行してまいります。区の所管事項は1から8になります。1ポスター掲示場の設置数ですが、過日、定例会で諮り減数協議後の承認で、528か所となっています。2選挙公報の配布ですが、6月24日から26日の3日間で各戸配布します。なお、補完措置として区施設の窓口、JR・私鉄・地下鉄の各駅、郵便局に設置されている広報スタンドを活用した配布も行います。3氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う日時及び場所ですが、投票所の記載台に設置する氏名等掲示の掲載順を決めるくじを6月20日午後5時に委員会を開催して決めます。4投票区数（投票所数）ですが、投票所の数は67か所で35投票所の荻窪体育館は不在者投票を取扱う指定投票区となります。各投票所は告示日に指定し、同日告示を行います。5期日前投票・不在者投票の開設場所、期間及び時間、投票箱等の送致及び受領についてです。</p> <p>（1）開設場所ですが、15か所で期日前投票所と不在者投票所を兼ねることになります。（2）期間及び時間ですが、区役所が6月21日から7月6日、その他の場所は6月30日から7月6日となります。時間は朝8時30分から午後8時までとなります。（3）投票箱等の送致及び受領ですが、6日の期日前投票終了後、各投票管理者が投票箱を委員会（荻窪体育館）へ送致しますので、委員</p>				

局長	<p>長に受領いただくこととなります。6 開票事務ですが、(1) 開票開始日時は7月7日午後8時30分です。(2) 開票所は荻窪体育館、(3) 開票管理者及び職務代理ですが、管理者を委員長、職務代理を与島委員に担っていただく予定です。(4) 開票立会人ですが、7月4日午後5時まで届出を受付けて最大10人となっています。10人を超える場合はくじを行うこととなります。また、同一政党又は政治団体に属する候補者の届け出に係る者が3人以上の場合もくじを行います。なお、3人以上10人以下の場合は届出のあった者をもって開票立会人とし、3人に満たない場合は選挙管理委員会が区の選挙人名簿に登録されている者から選任します。7 東京都知事選挙主要事務日程ですが、6月18日に選挙のお知らせの配布を開始、19日が選挙人名簿登録基準日・登録日、20日が告示日で、午後5時の立候補受付の終了を受け当委員会で氏名等掲示掲載順序を決めるくじを行います。なお、同日から個人演説会開催申出も開始となります。21日から本庁のみ期日前投票の開始、同日不在者投票も開始されます。7月3日が郵便等による不在者投票請求期限、4日が開票立会人届出期限・同選任のくじ、5日が選挙公報配布期限、7日が投・開票日となります。22日が選挙の効力に関する異議申出期限、23日が当選人の効力に関する異議申出期限となります。8 東京都知事選挙啓発事業一覧ですが、「広報すぎなみ」では、選挙の周知、サポーターの募集、投票の呼び掛けをします。「区ホームページ」では、選挙特集ページを作成し様々な情報を掲載します。「庁内放送」では、投票の呼び掛け、「啓発テープ放送」は、啓発テープを作成し、商店街やスーパー等の民間事業者にも周知に協力してもらいます。また、一部の庁有車に啓発テープをセットして使用の際に音声を流して投票への呼び掛けを行います。「選挙啓発動画(手話通訳付き)」では、杉並区手話言語条例の制定を受け、手話、音声及び文字情報等を付けた啓発動画を作成し配信します。「コンビニレジ画面」では、レジ画面を利用し周知を行い、「デジタルサイネージ」は、区本庁舎のディスプレイ、久我山駅前の商店街のディスプレイでも啓発画像の放映を行います。「ポケットティッシュ」は街頭啓発で配布します。「街頭宣伝カー」は、ラッピングしたトラックが呼び掛けのテープを流しながら区内を巡回し啓発を行います。「街頭啓発」は、明るい選挙推進委員、選挙サポーターと協力し区内駅周辺で2日間程度実施します。「大学・高校への啓発」は、新有権者の大学生、高校3年生を対象に啓発冊子とポケットティッシュを配布し、若年層への啓発を行います。「選挙啓発ポスター・期日前投票制度のポスター」は、区施設他、区内の官公庁・商店街・教育機関及び医療機関等へ掲示を依頼します。「のぼり旗」は区本庁舎、出先機関で掲出しPRします。「南北バス」も車体や車内にポスター等を掲示してもらいPRします。「柱巻きサイン」は、本庁舎西棟出入口の柱に掲示します。「啓発たすき」は、上井草駅のガンダム像に掲出しPRします。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	議案第9号について質問等ありますか。
委員長	過去、都知事選挙で開票立会人の届出は何人ありましたか。
局長	それほど多くはないです。
委員長	最低何人ですか。
次長	最低3人です。
委員長	3人に満たないと選挙管理委員会で選任することになるのですか。
局長	明るい選挙推進委員や選挙管理委員の補充員の方に依頼し選任しております。

小井委員	党派の方に事前に声掛けをするのではないですか。
次長	17時の届出時刻が過ぎ、人数が足りないときは選挙管理委員会での選任となります。前回の知事選挙では補充員の方に立会人になってもらいました。
与島委員	補充員に声掛けしたことがあったのですね。
局長	その通りです。
委員長	何とか手を尽くして3人確保するということですね。
局長	法定事項なので確保します。
職務代理	開票立会人はボランティアですか。
局長	報償費が14,000円支払われます。
職務代理	ホームページを利用する予定ですが、SNSはどうですか。
事務局主査	広報課と調整し発信する予定です。選挙期日に近い広報すぎなみが発行されるタイミングを見て、SNSで発信する予定です。
委員長	Xはどうですか。
次長	フェイスブックを活用しています。
職務代理	若者は広報など見ないのでSNS等の電子媒体を活用が良いのではないのでしょうか。ポスター等は区役所、出先機関とありますが、区の施設も入っているのですか。
局長	入っています。
職務代理	清掃車のボディパネルとありますがこれは区の車だけですか。他自治体はないのですか。
次長	区の清掃車のみです。他の自治体で貼るかはその自治体で決めます。
職務代理	やらない区はあるのですか。
次長	やらない区はないと思います。
小井委員	委託の清掃車はどうですか。
次長	委託の清掃車も付けています。
法規担当係長	全ての委託の清掃車（運転手付き車と作業員、運転手付き車のみ）に付けています。杉並清掃事務所、方南支所、高円寺車庫、下井草分室の4箇所分となります。
委員長	105台所有しているとの理解でよろしいですか。
法規担当係長	よろしいです。
小井委員	ティッシュとはウエットティッシュではなくポケットティッシュですか。
事務局主査	ポケットティッシュになります。東京都選挙管理委員会が作成しています。
委員長	選挙公報の発行部数は区の世帯数の三十数万部に及ぶと思いますが、どこに納品されますか。
次長	配布事業者の事業所に納品されます。
職務代理	住民登録があるところに各戸配布するのですか。
次長	全てのポストに配布します。
委員長	空き家が疑われるポストにも入れるのですか。
局長	基本的にあらゆるポストに入れます。
職務代理	例えば特養ホームはどうですか。
次長	補完措置で対応します。また、ホームページにも選挙公報を載せています。
与島委員	マンションのオートロックのところはどうですか。
次長	郵便物のポストは別のところにありますので問題ないです。ただし、事前に

	管理人に申し出て対応する場合がありますし、全くダメなところもあります。管理人に必要部数を預けて対応する場合があります。
職務代理	氏名等掲示の掲載順序を決めるくじは、どのように行うのですか。
次長	くじは、本委員会室で選挙管理委員にくじを引いてもらい、掲載順序を決めていきます。
小井委員	これは都が行うのではなく、各自治体が行うのですね
局長	そうです。
小井委員	ポスター掲示場の掲示番号は都が決めるのですか。
次長	都内全域、立候補の届け出順となります。
委員長	掲示板の大きさ（何人分）について都は何も言っていないのですか。
局長	概ねの立候補予定者数分についての指示は来ています。当初は約 30 人でありましたが、とある政治団体から多くの候補者を擁立するとの情報があり 48 面で準備するよう都から指示がありました。板面を販売するとの情報もあります。
次長	今回は、候補者でない人のポスターが貼られる可能性があります。
委員長	候補者でない者のポスターを貼って良いのですか。
次長	ポスターは掲示責任者、印刷者の記載、大きさの制限がありますが、内容は法令に反しない限り制限なしです。
局長	次長も申し上げました通り、形式的な制限のみなので、我々も貼られて初めてポスターの内容を知ることになります。
職務代理	事前審査のようなものがないのですね。
局長	その通りです。
職務代理	公序良俗の制限はないのですか。
局長	法律（刑法等）に反することがない限りは取り締まれないことになります。
職務代理	人物のポスターでなくても良いのですか。
次長	商品の宣伝とかはダメですが、ある情報では youtuber が掲示責任者、印刷者を記載し、QR コードをポスターに表示し、その QR コードから先はネット空間なので全く制限はないです。
与島委員	表現の自由を超える取り締まりは厳しいと考えます。
法規担当係長	先程、次長も申しました通り、選挙運動用ポスターは掲示責任者、印刷者の氏名（名称）及び住所（所在）を記述すれば内容が法令に違反しない限り自由です。ポスターの取り締まりは慎重に行わないと選挙妨害となる可能性があります。
委員長	議案第 9 号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	報告事項 15-1 について事務局から説明をお願いします。
	＜第 1 回明るい選挙推進協議会＞

局長	<p>報告 15 - 1、第 1 回明るい選挙推進協議会の説明を行います。</p> <p>本日、11 時から第 1 回明るい選挙推進協議会がごさいます。1 開会のあいさつですが、これは協議会の会長に行ってもらいます。2 選挙管理委員会委員長のあいさつですが、委員長に一言あいさつをお願いします。3 議題ですが、資料 1 が令和 5 年度「話しあいの会」報告書集計結果で、実施件数が 18 件となっており、参加人数等は資料にある通りです。資料 2 上半期選挙常時啓発事業計画ですが、バースデーカードの送付、本日の第 1 回明るい選挙推進協議会、ポスターコンクールの作品募集、模擬投票・出前授業、推進委員だよりの編集会議、第 2 回明るい選挙推進協議会が上半期の事業計画に盛り込まれております。この計画案を本日の第 1 回明るい選挙推進協議会に提案することになっております。資料 3 東京都知事選挙啓発事業一覧ですが、説明は先ほどの議案第 9 号東京都知事選挙執行計画で説明しましたので内容は省略いたします。本資料 3 も協議会で提案いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
委員長	報告事項 15-1 について何か質問はないですか。
一同	報告了承
委員長	それではその他、選挙啓発（庁有車のボディパネル等）資材の基本デザインについて事務局から説明をお願いします。
局長	選挙啓発（庁有車のボディパネル等）資材の基本デザインを本日決めていただくたく提案します。説明は法規担当係長が行います。
法規担当係長	令和 3 年の都議会議員選挙では、若者向けの啓発冊子「あした選挙に行く？」のデザインに合わせたものにしました。令和 4 年の杉並区長選挙・区議会議員補欠選挙は別のデザインで作成したところ、前期（当時）の委員から今後ボディパネルのデザインは、動く車に貼る物なので選挙名、選挙期日がしっかり区民にわかるように字を大きくする等工夫するよう指摘を受けたため、令和 5 年の区議会議員選挙については令和 3 年と同様のコンセプトのデザインに戻した経緯があります。今後も令和 5 年の区議会議員選挙のパターンを踏襲したいと事務局は考えており、お諮りいたしました。いかがでしょうか。
委員長	何か質問はありますか。デザインの方向性はどのような経緯で決まったのですか。
小井委員	若者向け啓発冊子「あした選挙に行く？」とデザインを同じにすれば、どこかで見た等の気づきがあるのではとのことで、枠のデザインは同じにして、後はとにかく「わかりやすく、数字は大きく」との意見でした。
法規担当係長	区長選挙・区議会議員補欠選挙のデザインは止まってみるのはデザインも落ち着いていて良いのですが、動く視認性が低下すると思います。
職務代理	スローガンはいらないと思います。
与島委員	私は異論ありません。
小井委員	季節感を生かしていました。
委員長	のぼり旗に合わせてはどうですか。
局長	デザイン案はこちらになります。
委員長	デザインはこのパターンでよろしいでしょうか。
一同	異議なし
委員長	色は案にある紺色でどうでしょうか。
一同	異議なし

委員長	ほかに何かございますか。無いようでしたら令和6年第15回選挙管理委員会定例会を閉会します。
-----	-----------------------------------------------

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第15回定例会 令和6年4月24日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。